

介護老人保健施設フジオカ

(指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護事業所) 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人フジタが開設する介護老人保健施設フジオカ（以下「事業所」という）が行う指定短期入所療養介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の支援相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかる。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 事業をおこなう事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名 称 介護老人保健施設フジオカ

(2) 所在地 豊田市御作町振ヶ洞1157-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする

(1) 管理者 1名（医師と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者 (3) 事務職員

別に定める介護老人保健施設フジオカ運営規定第4条(2)(3)に定める職種及び員数のとおりとする。

従業者は、指定短期入所療養介護の提供をおこなう。

(短期入所療養介護の内容及び利用料等)

第5条 指定短期入所療養介護の内容は次ぎのとおりとし、指定短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とす

る。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の介護
 - (2) 機能訓練及びその他必要な医療
 - (3) 健康チェック
 - (4) 送迎
- 2 第6条の送迎の事業の実施地域を越えておこなう指定短期入所療養介護に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。
- (1) 通常の送迎の実施地域から片道10Km未満 660円
 - (2) 通常の送迎の実施地域から片道10Km以上は220円追加し徴収する。
- 3 食費は、朝食305円、昼食662円、夕食662円を徴収する。
- 4 居住費及び特別な室料
- *居住費 多床室25室・・・・・・・・437円(1日あたり)
 - 従来型個室(6室)・・・・1,728円(1日あたり)
 - *特別な室料 個室2,118円(税込)
- (インターネット接続可能、居室内トイレ、景観良好(1日あたり))
- 5 日常生活において通常必要となる教養娯楽費日額101円、日用品費日額250円又は370円で利用者が負担すべき費用は、別紙のとおり実費を徴収する。
- 6 食事提供に対し、良質で新鮮な材料及び衛生的かつ所要の栄養量の管理を行う。ただし、調理加工業務及びそれに付随する業務については、外部の委託業者に業務委託をする。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるとする。
- 8 前各項の費用以外で、利用者又はその家族が独自で要望したものについては実費を事前に説明した上で、支払いに同意する旨の覚書に署名(記名捺印)を受けるとする。
- 9 施設は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、豊田市猿投町、加納町、舞木町、亀首町、四郷町、高町、井上町、青木町、御船町、枝下町、西広瀬町、東広瀬町、下室町、国附町、小峯町、富田町、藤沢町、押沢町、松嶺町、力石町、石野町、勘八町、中金町、芳友町、城見町、野口町、中切町、足助白山町、足助町、井ノ口町、大蔵町、小町、摺町、近岡町、中立町、東渡合町、東中山町、富岡町、菅生町、桑田和町、御蔵町、実栗町、岩神町、月原町、市場町、永太郎町、大坂町、大平町、大洞町、乙ケ林町、小原大倉町、小原町、鍛冶屋敷町、上仁木町、荷掛

町、雑敷町、柏ヶ洞町、川見町、川下町、喜佐平町、北篠平町、沢田町、下仁木町、李町、千洗町、寺平町、百月町、西萩平町、日面町、平畑町、前洞町、三ッ久保町、築平町、遊屋町、石畳町、石飛町、大岩町、折平町、上川口町、上渡合町、木瀬町、北一色町、三箇町、下川口町、白川町、田茂平町、迫町、西市野々町、西中山町、深見町、藤岡飯野町、北曾木町、御作町、浅谷町、有間町、池島町、市平町、笹戸町、東萩平町、大塚町、成合町

(身体的拘束その他の行動制限について)

第7条 当施設では、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限しない。

(1) 身体的拘束その他の行動制限をする場合は、利用者または身元引受人に事前に十分説明し、その同意を得る。

(2) 身体的拘束その他の行動制限をする場合は、行動制限を決定した者の氏名、制限根拠、内容、見込まれる期間などを介護サービス記録に記載する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第8条 従業者は利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示をおこなう。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。

(2) 入所生活の規則は施設の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

(3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

(非常災害対策)

第9条 事業所は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は職員の質の向上を図るための研修の機会を次ぎのとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人フジタと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (イ) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (ウ) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。